

カール・シュミットと速度の政治

——「政治的なものの概念」の含意するもの——

宋 偉 男

1. はじめに

政治というものには、どうしてもある種の「不快さ」がまとわりついて離れない。言葉もち・それゆえ善悪についての判断を下すような他者とともに生きているという事実と直面したときから、われわれは、自分個人の思い描く世界像がけっしてそのままの形では実現できないということを知り知る。この複数性の事実を出発点としながら、共同生活の不都合を許容できるレベルにまで調整することを目指して、政治的活動が始まる。すなわち、政治的行為者たちは、議論・説得・抗議・折衝・宣伝・脅迫その他さまざまな方法を通して、公共的問題と私的問題、可能なことと不可能なこと、すべきこととすべきでないことの区別をつけながら、暫定的結論を出し、それを実行しなければならない。「決断」という言葉は、この区別・決定・実行の諸側面を包括しているが、それはほかでもなく、一つの具体的な選択肢を選び、逆にその他の可能性はひとまず捨てるということである。頭の中では善いと思われる事柄がいくつも並んで浮かぶのに、それらをいま・すべて・きれいに展開することはできない。歴史に終わりをもたらしうような「最終的解決」が存在しないことが、政治的生活の条件でもあり、「不快さ」の理由でもある。

ポスト・モダン政治思想に特徴があるとすれば、直線的か弁証法的かはともかくとして「調和した社会への進歩」という大きな物語に対する（おそらくは幻想的な）信念をもたず、消去しえぬ「不快さ」を引き受けようとするという点を挙げることができるだろう。それは、参加者全員に支持された「合意」よりもむしろ、政治的決定に対する「異議申し立て」の機会を重視する。このことは、「私たちが人間であるという点ですべて同一でありながら、だれ一人として、過去に生きた他人、現に生きている他人、将来生きるであろう他人と、けっして同一ではない」（アレント 1994: 21）という人間の条件を真摯に受け止めるからこそその主張である。自己と他者の意見が異なるということは、ひとまず「不快さ」を生むが、この「不快さ」は、自己が再びボリスに現れ出て新しいプロジェクトの一員となることを妨げるものではなく、むしろ促進するものである。ポスト・モダン思想のいう「政治的なもの」とは、この「不快さ」の運動のことではないだろうか。

さてしかし、「政治的なもの」をおそらくはじめて主題化したカール・シュミットのいわゆる「友敵理論」については、かならずしも評判がよくない。それはたしかに、普遍主義の欺瞞を暴

露する「差異の政治」や「闘技的民主主義」につながる側面を有するものの、他方で、ある政治集団が「政治」の意味を最初から「友敵の決断」に決めてかかることは、他集団との妥協の余地を狭め、(敵対関係を相対化しようとする、第二次大戦後に顕在化するシュミットの意図にもかかわらず、) 集団間の敵対性を増幅せざるをえない(新田 1971: 58-66)。そこから、シュミットの「政治的なもの」の議論が、リアリズムであるよりも、彼の信念に由来するものなのではないかという疑いが濃くなる(そしてこの疑いは、性悪説に与する彼の議論からして、的外れとはいえない(BP: Kap. 7))。

本稿は、これに対して、シュミットの「政治的なもの」の議論の中に現れる、政治の「強度」という要素に注目したい。そこに彼のもう一つのリアリズムが表れていると考えるからである。すなわち、彼の議論は、社会的変化の速度がますます上昇していく現代社会における「速度の政治」に対処するための、「強度の政治」として組み立てられていたのではないか。このような読解の可能性を示すために、第二節では、シュミットの友敵理論に関するシャンタル・ムフの誤読的应用を参照しつつ、ムフが無視した政治の非議会モデル、言語なき「強度」の特質を明らかにする。第三節では、シュミットの議会批判が、社会的加速に追いつかない立法の無意味化に関する分析を含んでいることを示す。そして第四節にて、これが「リキッドなもの」の体験という20世紀的状况を背景としていることを明らかにし、「政治的なものの概念」のもつ現代的含意を取り出したい。

2. 強度を孕んだ決戦

2.1. ムフのシュミット利用

シャンタル・ムフは『民主主義の逆説』において、イギリス労働党政権の「第三の道」路線と新自由主義のヘゲモニーとが孕む共犯関係を批判している。第三の道は、社会主義の終焉を受けて、左右の対立図式を超えた「ラディカルな中道」を標榜しているが、その実態はまったくラディカルではない。というも、それは「敗者なき政治」というアジェンダのもとに、資本主義やグローバル化が生み出す社会的な不平等という構造的な問題を隠蔽して、対話による諸利益の調和が可能であるとする、典型的に自由主義的な考えだからである。これが見込みのない幻想であるばかりか、現状を固定化することで体制敵対的な勢力を「人民主権」の名において糾合しさえすることは、右翼ポピュリスト政党の躍進によって証明されている。重要なのは、社会的抗争性(=政治的なもの)の存在を否認して「合意」の見せかけを演出することではなく、いかにして抗争性を民主主義政治の枠内に水路づけるかである(DP: 5章)¹⁾。

この自由主義と民主主義の緊張関係を理論的に定式化したのがシュミットであった(DP: 2章)。シュミットによれば、自由主義も民主主義も「平等」を謳う点では共通しているが、前者のそれが抽象的・普遍的・個人主義的であるのに対して、後者のそれは特殊的で実質的なものである。すなわち、民主主義は、特定のデモス(人民の政治的共同体)に帰属する人々の、同質性

に基づいた「平等」を前提としているのであって、彼らと外部者との間の「不平等」を必然的に伴うものである。それゆえ、民主主義的实践は「包摂／排除」の論理を本質的に含んでいる。ムフは、シュミットの洞察が、「排除なき合意」の可能性を仮定する、ハーバーマスの討議民主主義モデルへの反駁となっていることを認めている。「共通の関心事についての、すべての人びとによる自由で制約なき公的討議は、『われわれ』と『彼ら』のあいだに境界線を引くという民主主義の必要条件に反するものである。[……] 民主主義の行使の可能性の条件そのものが、同時に討議民主主義が構想する民主主義的正統性の不可能性の条件をなしているのである」(DP: 76)。

しかしだからといって、ムフはシュミット理論を全肯定するわけではない。シュミットの目的は、自由主義と民主主義の相容れなさを指摘したうえで後者を選択することであったが、ムフは、この二つの思想の逆説的結合である「自由民主主義」体制に独自の活力を見出している。「人民を構成し、諸権利と平等を諸実践へと刻印する民主主義の論理をもって、自由主義言説に内包される抽象的普遍主義の傾向を転倒しなくてはならない。しかし私たちはまた、自由主義の論理との接合によって、諸権利を定め、支配する者としての『人民』を定義する政治実践が必然的に刻印する排除の諸形式に——『人類』^{ヒューマニティ}への言及ならびに『人権』概念の論争的な使用をつうじて——たえず挑戦することができるようになる」(DP: 70)。ムフの一貫した方針は、「シュミットとともに、シュミットに抗しつつ」思考することなのである(ムフ 2008: 30)。

ムフいわく、シュミットの誤りは、人民の同一性を所与のものとして前提した点にある。国家の統一性の防御を至上課題とするシュミットにとっては、国家を諸々の自発的結社のうちの一つに位置づけるイギリスの多元主義理論は、国家解体の試みと映る。多元性は、国家外において、すなわち「友」と「敵」たる諸国家の間に存在してもよいが、国家内に存在することは許されない。しかし、「人民」を偶然的に構築されたものと見るムフの非本質主義的アプローチからすれば、シュミットの立場は矛盾している。「一方で彼は、多元主義が国家統一の解体を引き起こす可能性を深刻に憂慮しているようにみえる。しかしその解体がひとつの示差的な政治的可能性であるならば、そこにはそうした統一の存在それ自体が、政治的構築を必要とする偶発的な事実であるということを伴っていてもいるはずである。けれども他方では、その統一はひとつの事実として提示されており、その自明性によって、この統一の産出の政治的条件は無視しうるとされる」(DP: 86)。

ここから、ムフによるシュミットの友敵理論の組み替えが始まる。政治的共同体や人民の固定的同一性であると思われていたものは、実際は、人民の定義とその同一性の構成をめぐる闘争を通じて諸主体が接合した暫定的結果としての「複数的同一性」^{マルチプル}(DP: 87)である。ムフにとって、「われわれ」と対置された「彼ら」は、破壊されるべき敵ではなく、正統性をもった敵としての「対抗者」である。民主主義政治の目的は、敵同士の闘争である「抗争性」を、対抗者同士の闘争である(体制内的な)「闘技」に変換することなのである。対抗者同士は、自由民主主義の諸原理への情熱的な忠誠を共有しているが、その原理の意味や手段をめぐって意見を異にしており、

彼らの合意はつねに「対立含みの合意」であらざるをえない (DP: 145-62)。しかし、ここに異議申し立ての機会を開いておくことが、自由民主主義の弱みどころか、その持続的活力となる。

2.2. 「政治的なもの」の強度

排除なき合意へと向かう予定調和的な討議民主主義の不可能性を突き、政治生活の避けられない要素として抗争性や包摂／排除を承認したという点で、ムフはたしかにラディカルである。しかしそのラディカルさは、シュミットのそれと同じものだろうか。決定的なことに、シュミットのいう「政治的なもの」は抗争性一般のことではない。それはむしろ、戦争と革命においてもっとも前景化してくる、殺しあうことを想定した抗争性なのである。ムフはこのことに触れぬまま、「敵」という概念だけを、対話的闘技を行なう対抗者へと無害化している。以下では、「強度」という考え方に着目しながら、シュミット『政治的なものの概念』(1932年第2版)における友敵理論の特質を明らかにしたい。

シュミットの想定する本来の「政治的」活動が、日常的・反復的・制度的・予測可能なものではないということは、周期的に開かれる議会のうちに典型的な政治活動を認める現代のわれわれの一般的感觉を考えると、なおさら注目に値する点である。「政治」の焦点はむしろ、緊急事態という例外的時間に向けられている。「政治的対立は最強度で極限的な対立であり、すべての具体的対立は、それが極限点、友敵の分類に接近すればするほどいっそう政治的となる」(BP: 30=257)²⁾。それゆえ政治的活動は、国家間の戦争の可能性によって規定されたものであって、一次的には外政を指し、国家内における国策、政党政治、そしてそこまで公然化しない権謀術数や取引といったものは、薄められた意味でのみ「政治」にすぎない。

ところが、シュミットは、戦争がけっして政治の目的でも内容でもないという (BP: 34=260)。彼の概念規定に照らして、本当にそういえるのだろうか。また、そういったとして、政治の内容とは何なのだろうか。

第一に注目すべきことは、彼が「政治的なもの」の標識を「友敵の区別」に求めた際に、これを「強度」と言い換えている点である。「友敵の区別は結合もしくは分離、連合もしくは解離の最強度 (äußersten Intensitätsgrad) を指すという意味をもつ」(BP: 27=254)。「政治的なものはその力を人間生活のありとあらゆる領域、宗教的、経済的、道徳的、そしてその他の諸対立から引き出すことができる。政治的なものは、独自の実質領域 (Sachgebiet) ではなく、人々の結合・分離の強度だけを指す」(BP: 38=264)。人々は道徳・審美・経済といった諸領域において活動するが、各領域では善悪・美醜・有用性という固有の基準にしたがって物事を判断し、それが一致しない場合には対立集団を形成する。この対立はかならずしも緩和できないものではないが、対立の強度が上昇して双方の集団とも譲歩の余地を失うと、決定的な対立として「友敵」という「政治的」関係が出現するのである。

第二に、その場合の「敵」の性質が問題となるが、シュミットは実質を削ぎ落とした存在論的語彙によってこれを規定している。政治的敵とは、「とりわけ強い意味で実存的に他なるもの・

外なるもの (etwas anderes und Fremdes)」であり、その本質とは、「極限の場合、[われわれが] 彼と、あらかじめ定立された一般的基準によっても、また『非関与的』でそれゆえ『公平な』第三者の審判によっても裁決しえない闘争に陥る可能性があるということ」(BP: 27=254f.; 角括弧内引用者) である。だが、ここで敵対性に実質がないということは、闘争が空虚である・または象徴的なものであることを意味しない。むしろそれは、文字通りおのれの全存在に関わるものである。なんとすれば、敵対性とは、「他の存在に対する存在的否定」・「肉体的抹殺の現実的可能性」(BP: 33=259) だからである。

したがって、真に政治的な状態とは、二つの集団が、その対立を生んだ初発の動機はともかくとして、互いに譲歩の余地がなくなるほど強固な対立関係に陥り、共通の審判・規範・言語といった媒介^{メディア}を用いた合意の可能性を放棄して、敵に対する生死を賭けた戦争の覚悟ができている状態であるといえる。これは、ムフが想定するような異議申し立てを承認する闘技空間ではない(古賀 2002: 42)。後者を政治の「議会モデル」と名付けるとすれば、そこでは対話すべき相手の存在は否定されておらず、むしろ共存するための「対立含みの合意」が形成される。他方、シュミットの政治は、それとは質的に異なった「前線モデル」に則っている。もしくは、「ポリス」(複数者による統一形成) に対比された「ポレモス」(戦争) モデルといってもよい(ヘラー 1991: 96f.)。「政治的なもの」は平時には潜在するだけで顕在化しないが、いざ顕在化したときには、もはやほとんどの種類の言語行為の意義を失効させてしまっている。というのも、両集団が最強度の分離に達したとすれば、言語にはせいぜいこの分裂を運命として捉え返すというほどの役割しか残されていないからである。シュミットは闘争回避の政治にも触れてはいるが(BP: 35=261)、『政治的なものの概念』が政治の主要課題として要求しているのは、やはり「友敵を正しく区別すること」、すなわち戦うことの決断であり、それに尽きる³⁾。

3. 加速する立法機械

シュミットは、政治概念の重心を、意味・規範をめぐる討論の次元から、存在をめぐる闘争の次元へと移している。政治的言語は、具体的な決戦の到来を認識する決断的機能にまで切り詰められ、共同体の結合の強度を下支えするものとして動員されることになる。

ここでは「議会モデル」による政治理解は拒否されているように見える。実際このことに対応して、ヴァイマル政治へのシュミットの理論的貢献は、誕生したばかりの議会制民主主義の機能不全を示し、その放棄へと道を開くことであった。この方向性を後押ししたのが、戦争・内乱・占領・インフレ・恐慌といった、当時の政治的・経済的秩序の全般的危機状況である。近代法治国家における議会の役割は立法にあるが、法律が想定する社会生活の予測可能性=日常性(Normalität) が失われている場合、立法自体が無効化してしまう。「すべての一般的規範は、条文の形で適用・規制の対象となりうる、正常な形をした生活関係を前提としている。規範は等質的媒体 (homogenes Medium) を必要とする。[……] 混沌に適用可能な規範はない。法秩序が

意味をもつためには秩序・正常事態が創出されねばならない。この正常事態が現実支配しているか否かについての最終的決断者が、主権者である」(PT: 13=7; 傍点引用者)。それゆえシュミットは、立法行為の機能的前提となる秩序形成作用の方を重視し、後者の役割を担う者をこそ根源的な「主権者」と見なしたのである。彼が適任と想定したのは、独裁的執行権を有する大統領であった。

このような主権者にとって死活的意味を帯びるのは、もはや規範適合性ではなく、状況即応性の方であった。つまり、国家の存亡を左右する不測の事態を乗り切るための、「ただちに実施可能な」(LL: 269=14) 具体的命令が特別な価値を認められ、政治の課題として「速度」が前景化したのである。この「速度の政治」あるいは「政治の加速」という主題は、ヴァイマル初期からシュミット理論を特徴づける重要な側面であり、『ヨーロッパ法学の状況』において明確に捉えられるようになる。以下、議会批判の根拠に注目しながら、シュミット政治理論の「速度」的含意を明らかにしたい。

シュミットは『現代議会主義の精神的状況』(1923/26年)において議会主義の理念を定式化している。議会主義の本質は「公開の討論」にあるが、これは自由主義という形而上学的体系に支えられている。自由主義は、自由な競争からおのずと調和や正義、暫定的な真理が生まれることを核心としており、絶対主義的官房政治との闘いにおいては、「政治生活の公開性」と「均衡(権力分立)」を要求した。すなわち、意見の自由を認められた人々が公明正大に討論することによって、最終的に一般性をもった法律が議決され、また、立法／執行／司法を区別することで、非人格的で普遍的な「法の支配」を達成することが期待されたのである(LP: Kap. 2)。

実のところ、シュミットはそこで議会主義の理念や法の一般性そのものを正面から批判はしていない。後述するように、それらは政治的現実を評価するための基準の一つでありつづけた。彼の議会批判の第一の特色としてここで先に注目しておきたいのは、自由主義者の政治的態度に対する道徳的非難である。シュミットは19世紀の反革命国家哲学者ドノソ・コルテスに大きな共感を示している。ドノソは、「討論の階級」たるブルジョワが、1848年のプロレタリア革命に際してもなお血の決戦を回避し、これを新聞と議会に移そうとしたことを批判していた。ブルードンからバクーニンへと連なる、性善説の立場から父権制的支配を廃絶しようとする社会主義的無政府主義を前にしては、まったく逆の原罪論に基づいた異端審問官的な裁きの態度、すなわち自負に満ちた神学的・道徳的・政治的決断が要求される。革命論者も反革命論者も、究極的原理をめぐる二者択一を要求する点では同じ決断主義者なのであり、彼らからすれば、「討論」(ドイツ・ロマン主義風にいえば「永遠の対話」という自由主義的信仰は、不真面目で臆病なものと映る(PT: Kap. 4; LP: Kap. 4; BP: 35f., 54=261, 277f.)。

ここで批判されているのは、自由主義の形而上学的な中途半端さ、中心原理の不透明さである⁴⁾。もし批判の要点がそれだけだとするならば、問題を世界観の違いという審美的・道徳的次元に還元することもできるかもしれない⁵⁾。しかし、「永遠の対話」という観念はさらに、自由主義の政治学的欠陥をも浮き彫りにしている。というのは、自由主義は、政治活動の前提たる時

間性（状況変化）に対する感覚に乏しく、連続的で予測可能な日常性にあまりにも寄りかかっているからである（cf. Palonen 2008: 96-104）。そして、自由主義的諸制度が現実の変化速度を捉えきれなくなるとき、前者は機能不全を起こすだろう。シュミットの議会批判の第二の特色は、議会の機能条件をめぐる法学・政治学的考察に存している。

シュミットの理念型によれば、19世紀国家は、「立法国家（法律国家）」、すなわち、「非人格的な、それゆえに一般的な、かつあらかじめ定められ、それゆえに長続きするものと想定される、量定および規定可能の内容をもった規範設定によって支配される国家組織」（LL: 263f. = 6）であった。そこでは議会制定法が唯一の規範として通用するが、その恣意的運用が起らないように、法制定機関と法適用機関が分離している。服従を要求するあらゆる国家権力の行使は、「合法性」、すなわち法律に則っていることによってのみ正当化される。

しかし、この合法性体系は、無前提の法律実証主義ではない。立法国家は一定の諸前提の上に成り立っており、それらを失えば危機に陥ることになる。『ヨーロッパ法学の状況』（1943/44年）はこの「法律国家的合法性の危機」を二段階に分けて分析している。

危機の第一段階は、法律と立法者が方法論的に区別される段階である。それは、19世紀中盤に法律実証主義が勝利を収めた時点ですでに始まっていた。「自然法の夢は見尽くされた」というヴィントシャイトの発言にも示されるように、議会によって制定された実定法が唯一の法律と見なされるようになる。だが、多種多様な政党がそれぞれの時々の動機をもって妥協した結果としての法律には、統一的で客観的な意志が存在せず、それゆえ法運用の際の明確な基準を欠いている。そこで、「法律の客観的意志」と「立法者の（しばしば矛盾した）主観的意志」を区別する必要が生じ、それに伴って、前者を解釈する法学・法律家の権威が増大することになった（LR: Kap. 3）。

理想的な法律が、分裂的党派性から浄化された一般性を有した規範である、すなわち、法律（Gesetz）は法理念（Recht）と合致してこそ法律たりうる、というシュミットの法観念は、ヴァイマル期から一貫している⁶⁾。ただし、立法者が討論によって一般性にたどりつくことが可能かどうかに関して、論調は変わっている。『現代議会主義』においては、議院内閣制を採る以前（ドイツにおいては第一次大戦末期以前）ならばそれが可能であったことが示唆されていた。すなわち、立法部と執行部が分離されていれば、前者は、討論という弁証法的過程を通しての正義の発見に役割を限定することができる。だが、両者が接続した議院内閣制においては、多数派の形成によって権力を獲得することだけが各政党の目標となり、議会討論は無意味化する（LP: 5-13, Kap. 2 = 7-16, 2章；cf. VL: 330-8 = 381-9）⁷⁾。これに対して『ヨーロッパ法学』においては、そもそも議会が諸政党によって多元的に構成されていること自体が問題視されており、その意味で、第二帝政期（とりわけビスマルクが辞任した1890年以降）はすでに危機だったのである。それでも、法律がその時々の立法者意志の犠牲にならず、客観的理性たる法との結びつきをかうじて保ちえたのは、法学による解釈・体系化の努力によるものであった。

だが、法律意志の真の担い手が議会ではなく法学者であるという宙吊り状態は、いつまでも安

全なものではいられない。危機の第二段階である 20 世紀においては、加速する社会的変化に合わせて立法業務の方も迅速化し、この速度に法学が追いつかなくなるからである。「19 世紀という時代は、いろんな点で法学にとって好都合な状況にあったが、第一次世界大戦を境にして、この状況は一変した。1914 年以来、ヨーロッパのすべての国で生じたあらゆる歴史上の大きな出来事および発展は、立法手続がますます迅速化・簡略化され、法律的規律の成立の方法がますます簡単になり、法学の関与する余地がますます少なくなるのに、与って力があつた。戦争と戦後、動員と復員、革命と独裁、インフレとデフレは「……」ヨーロッパのすべての国で同じ結果を生んだ」(LR: 404=39)。

この時代に出現し増加した「授權法律 (Ermächtigungsgesetz)」「独裁措置 (Diktaturmaßnahme)」「指示 (Anordnung)」といった行政国家特有の法形態は、もはや旧来の法律の理念型に当てはまらない。それらは、議会によって十分に審議されたうえで議決された、永続的な一般性を備えた規範ではなく、具体的な個別状況进行处理するための目的合理的道具なのである (cf. LL: 266-9=10-5)。ドイツでは、戦争開始直後の 1914 年 8 月 4 日に授權法律が制定されたが、議会はこれによって、「通達」や「命令」を法律的効力をもつものとして発布する権限を (ライヒ参議院に) 委任することになった。さらに、ヴァイマル期には、授權法律にすら基づかない大統領の独裁措置が、憲法第 48 条に則って活用された。最後に、経済の領域では、「立法のもっとも弾力性のある形式」として「指示」概念が登場した。それは官庁によって発布され、公には告知されず、ときとして直接の利害関係人に通知されるにすぎないものであり、変化する事態に応じて迅速に修正することができることに利点をもっている (LR: Kap. 4; cf. ロシター 2006)。

フォン・キルヒマンが 1848 年の時点で危惧した、「立法者が文言を三つ修正すればすべての図書館の蔵書はまるごと反古になってしまう」という状況は、20 世紀にますます現実味を帯びてくる。「学問の意味と目的が、国家の官庁によって出される、絶え間なく移り変わる実定的な命令に、注釈と解釈を加えて付き添っていくこと以外の何ものでもなく、しかも国家の官庁は官庁で、自分たちの本当の意志が何であり、その命令の意味と目的が何であるかということを、おそらくいちばんよく知り、かつ言うことができるのであれば、いったい学問にはそれ以上に何が残っているのだろうか」(LR: 400=30)。

だがもちろん、法学だけが失効したわけではない。もとはといえば、議会が自らの存在理由たる理念を失ったことが危機の始まりだったからである。もし法律が、法の理念との、そしてそれを支える立法者の同質的な一般意志との結びつきをもたないのならば、法律は内容的正統性をもたず、その時々議会の多数から賛成を受けたという形式的な要件のみに依存することになる。しかしそうなれば、一般性・理念性・持続性・予測可能性をもたない状況即応的な命令であるという点で、「法律」は「措置」と質的に区別のつかないものとなる。そのとき法律は独自の意味を失う。シュミットは 1932 年の時点で、ヴァイマルのそれまでの法実践を振り返って、次のように述べていた。「状況があまりにも予測しがたく、あまりにも異常であるために、法律的規範

設定が以前の性格を失って、たんなる措置と化すのである。議会制立法国家の立法者自身、そしてそれに伴って国法学説が「……」法律と措置をもはや区別しないとすれば、逆に、措置の権限をもつ独裁者が特別立法権をも獲得する、ということは首尾一貫している。「……」諸措置の運用において顕現する行政国家にとっては、一般的に・あらかじめ・長続きするものとして定められた諸規範の議決を権限とする、執行部とは分離された議会よりも、むしろ『独裁者』の方が適合しており、本質に適っているのである」(LL: 335=123)。

政治的・経済的・社会的変化の速度が増していくのに応じて、立法作業は機械化すること(motorisieren)を求められるが、この立法機械(Gesetzgebungsmaschine)の速度の上昇に、議会も法学も取り残されているのである。

4. 「リキッドなもの」の恐怖

4.1. 内外区別の溶解

前節で示したとおり、シュミットの議会批判は彼の道徳的立場にのみ由来するものではなかった。議会立法に基づいた法律は、その機能的前提条件として、法律が適用される正常な生活関係(「等質的媒体」)を必要とするが、この前提条件は、第一次大戦以降のドイツにあっては所与のものとはいえず、創り出されねばならないものであった。流動する状況を治めるための速やかで具体的な命令は、いずれにせよ必要だったのであり、これを授權法律によって正当化するのか、あるいは緊急命令権の形で正当化するのかという法技術的問題だけが、論争の対象となる(Schmitt 1940b: 224)。その意味で、シュミットの議会批判はたしかに、「速度の政治」を受け止めた一つのリアリズムだったのである。

伝統的な自由主義的立憲主義は、シュミットが強調するほどには、法によって想定されていない流動的状況や緊急事態の存在を度外視していたわけではない。ただ、そのような状況が基本的には国外でのことであり、国内においては法律が支配すべきであるという観念は強かった。

権力分立を理論化したジョン・ロックは、「立法権」を国家の最高権力と見なし、公布された法律を執行する常設的な権力として「執行権」をその下に置いた。しかし、国家は別の国家との間では自然状態に置かれている。それゆえ、公共の利益と安全を対外的に処理するための、宣戦と講和、同盟と条約などを結び結ぶ権力として「連合権」が必要となる。執行権と連合権は別個のものだが、実際には結合した形で執行部に委ねられている。「連合権」というのは、その運営の適否によって、国家共同体に大きな影響を及ぼすのではあるが、しかし、執行権ほどには、既成の恒久的な実定法によって方向づけを受けることはできない。したがって、それは、公共の福祉のために運営されるように、必然的にそれを掌握する人々の慎慮と叡知に委ねられざるをえないのである。臣民相互の問題に関する法は、その行為を規制するためのものであるから、当然、その行為に先立って定められるべきであるが、しかし、外国人に関することは、外国人の行為や、意図や利害の変動に応じてなされなければならないので、国家共同体の利益になるように、でき

るだけ巧みに運営されていくように、この権力を引き受けた人々の慎慮に委ねられねばならないのである」(ロック 1997: 259f.)。したがって、執行権は基本的には、あらかじめ定められた恒久的な法律を執行するという行政的な役割を割り当てられている。しかし、不測の事態に際して、法の定めがなくとも公共の福祉のために自由裁量で行動せねばならない場合があり、このとき執行権は「国王大権」と呼ばれるのである(ロック 1997: 11-14 章)⁸⁾。

ここには議会制立法国家の理想が表れている。立法部と執行部はそれぞれ独自の機能をもつが、これは担当者の分担であると同時に、それらが関わる時間・空間の分担でもある。立法部は、国内領域において将来の長きにわたって日常的に通用するだろう法律を、多人数間の熟議によって作ることに専念する。その意味で、彼らにはある程度未来を予見できる洞察力が求められるが、それも、社会的変化があまり急激でないという条件付きでのみ可能なことである。他方で、執行部には、作られた法律を現在執行し守らせるという役割に加えて、国外領域または例外状況においては、変転する権力諸関係を考慮しながら国益を守るための、具体的で即時的な決断権限が委ねられている (Scheuerman 2004: 27-44)。

しかし、国内領域と国外領域の時空間的区別は、産業資本主義の発展とあいまった技術革新によって破壊され、不分明なものとなっていく。これがシュミットの生きた 20 世紀的状況でありわれわれの状況でもある。鉄道・自動車・飛行機・電信・電話・ラジオといった高速の移動手段・通信機器の発明と普及は、土地の間の距離の感覚を変化させる。一定距離の移動・通信にかかる時間が短くなり、最終的には、離れた場所の出来事をほぼ同時的に知覚・共有することができるようになると、それまで空間が有していた要塞的な防護機能は失われる。とりわけ経済生活については、各国の相互依存関係が深まることで、国際的危機と国内的危機の即時的連動性が高まり、たえず変化する経済情勢への介入の必要から、従来国内では限定的なものと考えられていた自由裁量的な執行権力の役割が増大せざるをえない (Scheuerman 2004: 123-7)。

4.2. 「リキッドなもの」の体験

このような国内領域と国外領域、日常性と例外性の境界線の溶解傾向を決定的なものとしたのが、二度の世界大戦の体験である。当初短期決戦として予想された第一次大戦は、戦線の膠着を機に、総力戦体制をもたらした。戦争はもはや前線の戦闘員どうしの間でだけ行なわれるものではなく、内地の国民的生産力に大きく依存したものとなる。

そして、戦況を左右する「士気」も、総力戦においては前線と内地の間で相互感染を起こしている。内地国民は直接的な戦闘には参加していないが、それゆえにいつそう勝利の確信や敗北の恐怖といった心理的イメージによって支配されやすい。「心理学的にみれば、〈総動員〉は戦闘行動から隔離された内地と破綻した前線との間の均衡を保つ減圧作用として機能した。軍隊の憔悴しきつた士気^{モラル}が、まだ新鮮な国民的・象徴的士気（国家の名誉）に取ってかえられたからである」（シヴェルプシュ2007: 9）。第一次大戦末期には、国内の革命が前線の兵士に転移する危険を指すのに「感染」のイメージが用いられた。「軍最高司令部でのルーデンドルフの後任、ヴィルヘルム

ム・グレーナー将軍は、停戦の直前になって、古典的な疫病対策で用いられる措置を導入することを検討した。前線と内地の間に『衛生防衛線』^{フォルドシサニテール}を引き、『予防接種』（『革命の精神に対する免疫力を軍隊につけさせる忠誠で有能な将校たち』）を実施することである」（シヴェルブシュ 2007: 245）。空気感染のイメージは、この戦争ではじめて投入された毒ガス兵器の体験によって、その衝撃的な迫力を得ている。敵の環境的生活条件に対する攻撃たるテロリズムは、毒ガスの使用によって敵の呼吸可能性を奪うことで、空気が所与のものではなく操作管理されるものであることを暴露した（スローターダイク 2003）。前線の前から、または後ろから、目に見えず予測もつかない形で「何か」が戦闘員に襲いかかる。

いまや「リキッドなもの」の扱いが戦争と政治、暴力と権力の焦点となったのである。ジークムント・バウマンは、「固体」と対比されたところの「流体」によって近代を特徴づけている。固体は一定の確固たる空間的容積を有しており、時間の影響を受けにくい。一方、流体は、つねにその形態を変えつづけるという意味で、空間に固定するのが容易ではなく、時間の流れとともに移動し染み渡っていくことを本質とする（バウマン 2001: 序文）。

速やかに流動する「リキッドなもの」は、即物的にも象徴的にも現代社会を言い当てている。第一に、政治の関心事が、意味から強度へ、知性的なものから感性的なものへと移行する。永続的な共通善や一般意志についての討論よりも、この瞬間の「空気」を快適なものにするための扇動が重視される。前線世代が戦場から持ち帰った空気恐怖（と裏返しの空調思想）は、ナチスによって、「害虫駆除」メタファーを用いた反ユダヤ主義的絶滅主義に引き継がれた（スローターダイク 2003: 44-8）。また、近代初期に芽吹いた、「力があるという評判は、力である」（ホップズ 1992: 151）という唯名論的な権力観は、いまや「空気ファシズム」（佐伯 2014: 51）において結実し、政治的行為者は、理念的実体なき音そのものの刺激性を競い合うようになる。音は力である。このロゴスなき音の破壊力を突き詰めた極北に、現代の音響兵器を位置づけることができる。イラクにおけるアメリカ軍の「衝撃と畏怖」作戦は、音響兵器の鳴らす爆音によって敵側に恐怖と不快感を引き起こすことで、その抵抗意志を挫こうとするのである（Sim 2007: 6, 56-9）。

第二に、攻撃手段としての速度術が、この「空気の支配」に組み込まれる。移動に対する障害物は一般に、大地、海洋、空中の順に少なくなり、これに応じて移動の媒質はよりリキッドになっていくが、「遠く空から一瞬で襲来し、通り過ぎていくこと」が敵に対して与える損害が、いまや物理的にも心理的にも大きいことが判明する。第二次大戦初期のドイツ軍の電撃戦は、空軍と機甲部隊の同時投入による速攻によって、敵に恐怖心を呼び覚ましトラウマ化することで、敵の備蓄が残っている状態で降伏させることができた（シヴェルブシュ 2007: 263f.; 望田 2011: 71ff.）。

第二次大戦後のシュミットは、テクノロジーの発達によって新しい空間秩序が生み出され、これに伴い戦争と政治の観念も変わるということを認めている。従来の陸戦は、敵の殲滅を主眼とするのではなく、敵国の占領をその自然な目標としていた。占領軍は、占領地域において安寧・秩序を確立することで、被占領地住民との間に「保護－服従」という積極的な法的関係を打ち立

てる。これに対して、空戦は、占領を伴わない純粋な殲滅戦争であり、戦争遂行者は敵地住民と絶対的に無関係である。空戦における空中空間は、人間が対面して友好的または敵対的な関係を結び結ぶための舞台の機能をまったくもたない。「独自の空戦は、固有の空間はもつが、舞台や観客はもはやもたない。独自の空戦は、空中戦を除けば、もはや、陸戦や海戦のように水平線上の対置関係——この対置関係の中においては、双方の戦争遂行者は同一のレベルで対立している——においては進行しない。空中空間は、陸地や海洋の上にすっぽりとかぶせられた容積ではない」(NE: 296=421; 傍点引用者)。その空間はおそらく、爆撃機を敵地に最速で運ぶための、伝導体に似た何かなのである。

第三に、当然ながら、経済的権力もまた「リキッドなもの」の典型である。バウマンいわく、資本や雇用者のもつ究極的理想は、労働の現場を監視するという重たい任務から解放されて、「不在地主」として世界を超領域的・遊牧民的に支配することである。このとき戦争もまたその方式と意味を変え、空爆によるヒット・アンド・ラン戦法が好まれるようになる。「目的は流動的世界権力の流れを邪魔する壁の破壊であって、領土征服ではない。独自の規則をつくらうとする敵の欲望を破壊すること、他の非軍事的権力がはいりこめなかった、壁がはりめぐらされ、かたく閉ざされた空間を開放すること、これが流体的近代型戦争の目的なのである。今日、戦争はますます(クラウゼヴィッツの有名な公式をいにかえるなら)『世界自由貿易振興の特殊な手段』であるかのようにみえてきている」(バウマン 2001: 17)。ここでの敵は、もはや特定の共同体ではなく、「リキッドでないもの」=「淀んでいるもの」全般であるといった方が正確だろう。

シュミットは、「平和的」な経済的手段が、経済帝国主義の権力手段となっていることを暴露している。ただし、経済による支配が政治的な性質をもつかどうかについては、両義的である。「交易(Tauschen)と詐欺(Täuschen)とはしばしば紙一重である。経済的基礎に立つ人間支配は、政治的な責任も可視性も回避しながら非政治的なものに留まるまさにそのときに、恐るべき詐欺として現れざるをえない。交易の概念はけっして、契約締結者の一方が損害を蒙り、双務契約の体系が最悪の搾取と抑圧の体系に変ずることを、概念的に排除するものではない」(BP: 76=300)。「本質的に非好戦的、しかも自由主義のイデオロギーの本質からしてそうなのは言葉のみである。経済に立脚した帝国主義は当然のように、信用封鎖、原料封鎖、外国通貨の信用破壊などといった自らの経済的権力手段を自由に使うことができ・かつそれで万事事足りるような状態を、地上にもたらそうと努めるだろう」(BP: 77=301)。「リキッドなもの」としての経済的権力は、相手の生活条件を剥奪することで最終的に死に至らしめることもできるという点では、シュミットのいう「政治的なもの」と部分的に交錯する。しかしそれは、戦うことの明確な決断をかならずしも要さず、公然／隠然の(「軍事的」／「平和的」な)戦術を狡猾に使い分けるという意味では、「政治的なもの」を超えているのである。「政治的なものの概念」は、敵対関係の隠蔽・曖昧化に基づいた「リキッドなもの」の支配を、具体的な敵国からの攻撃として読み換えて把握(begreifen)したうえで排除しようとする、イデオロギー批判的な役割を帯びている(cf. 亀嶋 2003: 25)。

4.3. おわりに — 「政治的なもの」再訪

いまやシュミットの「政治的なもの」が「前線モデル」に則っていることの意味がはっきりする。それは、知らず知らずのうちに素早く距離を詰めて襲いかかってくる「リキッドなもの」に対する、強迫的な防衛意識にほかならない。この防衛のために共同体の強度＝凝集力を高めて「ソリッドなもの」を生み出すことが、主権的執行者の役割である。

しかし、主権は、最終的に人民のソリッドな同質性を生み出すことを目指すとはいえ、「リキッドなもの」の速度と流動性に追いつくためには、それ自体リキッドであることを求められる。一般意志を知る「国家」と私的欲望の体系としての「社会」との19世紀的区別は、両者が合致した「全体国家」によって溶解したが、この状態を社会の勝利ではなく決断主義的ファシスト国家の勝利につなげようとする理論的努力（cf. Schmitt 1940a）が徒労に見えるのは、社会と国家の境界線が溶解していく時代に、国家と国家の境界線が明確なままである保証などなく、全体国家の全体性の範囲は、無原則に膨張／収縮するほかないからである。そのとき決断は逆説的に参照点を失う。この危険性に気づいてか、シュミットは、土地に根ざした祖国防衛を政治と戦争の正当化根拠と見なし、普遍主義イデオロギーによる正戦化・敵の非人間化・絶滅主義をなるべく排そうとしているが（BP: 36f. = 262f.; NE）、恐怖の根源が「リキッドなもの」にある以上、防衛活動の範囲が国境線周辺にきれいに収まることは難しいだろう。また、敵の非人間化は、そもそも正戦思想や平和主義に固有のものではなく、人を殺すことに伴うありふれた理由づけであるという点には注意しなければならない。

加速するグローバル化の時代においては、政治家が勘案せねばならない要因がいや増すにもかかわらず、それらを総合して決断するための時間がより多く与えられるわけではない、というジレンマが存在する。だからといって、少数の独裁的執行者に迅速な措置の実施を委ねるばかりでは、「速いが愚かな独断」による危機の深刻化を招きかねない。この点、一者のもつ英雄的解決能力を信じる独裁思想は、政治的決定の誤りを認めてこれを修正しうるシステムをもった自由民主主義よりも、よっぽど楽観主義的なのである（Holmes 1993: 47, 59）。最終的解決のない「不快さ」とどこまでも付き合うことでしか、政治は可能ではなく、また成功もしない。このことだけは、「速度の政治」においても変わることはない。

註

- 1) 政治的対話の回路をもたない統治形態について、アーレントは次のように分析している。「公的生活の官僚制化が進めば進むほど、暴力の魅力は大きくなる。官僚制が余すところなく発展すると、議論できる相手はいなくなり、不満をおちまけられる相手も権力の圧力をかけられる相手もいなくなる。官僚制は、すべての人が政治的自由、行為する権力を剥奪されている統治形態である。というのも、無人による支配とは支配がまったく存在しないというわけではなく、すべての人が平等に権力をもたないところでは、暴君のいない暴政が行われているからである」(アーレント 2000: 168)。
- 2) 本稿以下、シュミットの著作の訳文は、かならずしも邦訳文献と同じではない。
- 3) コゼレックは「危機 (Krise)」概念がもつ「決断」的含意について興味深い指摘をしている。Krise はギリシャ語のクリノーおよびクリシスを語源とするが、それらは分割 (Scheidung) や争いを意味していた。だがすでに同時に、その状態に対する判決言い渡し、すなわち裁決 = 決断 (Entscheidung) をも指し示している。ヨハネはクリシスを最後の審判の意味で用いたが、それは、まだ行なわれていない決断が、キリストの出現によって先取りされ、信仰篤き者たちの良心においてすでに経験されるという時間的な構造を孕んでいた (Koselleck 1979: 196-9 = 1989: 268-72)。区別 (Unterscheidung) から決断、決戦までの距離は限りなく近い。
- 4) シュミットの見るところ、自由主義的議会主義は、静態的な形相^{フォルム}という意味での絶対的原理をもたない。あえてその原理を取り出そうとすれば、それは、様々な形相原理を混合して「流動的な均衡」を生む中庸さということになろう (VL: 304-6 = 354-6)。
- 5) シュトラウスは、シュミットの「政治的なもの」の基底に、「娯楽」に対置される、張りつめた「真面目さ」(または戦士道徳)を見出している。参照、シュトラウス (1990; 2008); 蔭山 (2013: 19章)。
- 6) この法理念の実体を厳密に規定することはできない。三宅も指摘するとおり、シュミットにとっての法は、一般性・普遍性を一つの重要な特徴としてもつが、具体性に対置された空虚な抽象性ではなく、正しく理性的で正義に適ったものである必要があり、また、とりわけ 1930 年代以降は具体的歴史性も加味されることになる (三宅 2005: 23-6; cf. VL: Kap. 13)。『ヨーロッパ法学』においては、理性的な人間存在の基盤をなす法の諸原理について、次のように述べられている。「これらの諸原理には次のものがある。つまり、闘争の中にあってもなくなることのない、相互の尊重に基づく人格の承認である。また、諸概念や諸制度の論理性や首尾一貫性に対する感覚、相互性 (Reziprozität) の感覚、そして、最小限度の整序された手続き、すなわち、どんな法にとってもなくてはならない適正な法の手続き (due process of law) に対する感覚である」(LR: 422f. = 75f.)。
- 7) よって、レズローブに倣ってシュミットが定式化する「議会主義」は、議会絶対主義 (議会主義が民主制化したもの = 議院内閣制) のことではない (VL: 304 = 353f.)。
- 8) 近代的権力分立における「行政」機能以上のものとしての「統治」概念の歴史については、参照、堀内 (2011: 2 編)。

参考文献

- アーレント、ハンナ、1994、志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫。
 アーレント、ハンナ、2000、山田正行訳『暴力について：共和国の危機』みすず書房。
 バウマン、ジークムント、2001、森田典正訳『リキッド・モダニティ』大月書店。
 ヘラー、ヘルマン、1991、今井弘道・大野達司・山崎充彦訳「政治的民主制と社会的同質性」、『国家学の

- 危機——議会制か独裁か——』風行社、93-110 頁。
- ホップズ、1992、水田洋訳『リヴァイアサン（一）』岩波文庫。
- Holmes, Stephen, 1993, *The Anatomy of Antiliberalism*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- 堀内健志、2011、『憲法理論研究』弘前大学出版会。
- 蔭山宏、2013、『崩壊の経験——現代ドイツ政治思想講義』慶應義塾大学出版会。
- 亀嶋庸一、2003、『20 世紀政治思想の内部と外部』岩波書店。
- 古賀敬太、2002、「シュミットの政治的なものの概念再考」『年報政治学』2002、23-48 頁。
- Koselleck, Reinhart, 1979, *Kritik und Krise: Eine Studie zur Pathogenese der bürgerliche Welt*, 3. Aufl., Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= 1989、村上隆夫訳『批判と危機』未来社。)
- ロック、ジョン、1997、伊藤宏之訳『全訳 統治論』柏書房。
- 三宅雄彦、2005、「法律・措置法律・ノモス」『社会科学論集』第 116 号、22-33 頁。
- 望田幸男、2011、「第一次世界大戦から第二次世界大戦——二つの総力戦とドイツ」、三宅正樹ほか編著『ドイツ史と戦争——「軍事史」と「戦争史」』彩流社、55-84 頁。
- ムフ、シャンタル、2006、葛西弘隆訳『民主主義の逆説』以文社。※略号：DP
- 、2008、酒井隆史監訳・篠原雅武訳『政治的なものについて：闘技的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築』明石書店。
- 新田邦夫、1971、「カール・シュミットの政治理論（三・完）」『国家学会雑誌』第 84 卷 7・8 号、15-66 頁。
- Palonen, Kari, 2008, *The Politics of Limited Times: The Rhetoric of Temporal Judgment in Parliamentary Democracies*, Baden-Baden: Nomos.
- ロシター、クリントン、2006、庄子圭吾訳『立憲独裁：現代民主主義諸国における危機政府』未知谷。
- 佐伯啓思、2014、『正義の偽装』新潮新書。
- Scheuerman, William E., 2004, *Liberal Democracy and the Social Acceleration of Time*, Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press.
- シヴェルブシュ、ヴォルフガング、2007、福本義憲・高本教之・白木和美訳『敗北の文化——敗戦トラウマ・回復・再生』法政大学出版局。
- Schmitt, Carl, 1922, *Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität*, München und Leipzig: Duncker & Humblot. (= 2007、長尾龍一訳「政治神学——主権論四章——」、長尾龍一編『カール・シュミット著作集 I』慈学社、1-50 頁。) ※略号：PT
- , [1923] 1926, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, 2. Aufl., München und Leipzig: Duncker & Humblot. (= 1972、服部平治・宮本盛太郎訳『現代議会主義の精神的地位』社会思想社。) ※略号：LP
- , 1928, *Verfassungslehre*, München und Leipzig: Duncker & Humblot. (= 1974、阿部照哉・村上義弘訳『憲法論』みすず書房。) ※略号：VL
- , [1932] 1987, „Der Begriff des Politischen,“ in: ders., *Der Begriff des Politischen: Text von 1932 mit einem Vorwort und drei Corollarien*, unveränderter Nachdruck der 1963 erschienenen Aufl., Berlin: Duncker & Humblot, S. 20-78. (= 2007、菅野喜八郎訳「政治的なものの概念（第二版）」、『カール・シュミット著作集 I』、247-311 頁。) ※略号：BP
- , 1940a, „Weiterentwicklung des totalen Staats in Deutschland,“ in: ders., *Positionen und Begriffe im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles 1923-1939*, Hamburg: Hanseatische Verlagsanstalt, S. 185-90. (= 2000、服部平治・宮本盛太郎訳「ドイツにおける全体国家の発展」、古賀敬太・佐野誠編『カール・シュミット時事論文集——ヴァイマル・ナチズム期の憲法・政治論議』風行社、113-21 頁。)
- , 1940b, „Vergleichender Überblick über die neueste Entwicklung des Problems der gesetzgeberi-

schen Ermächtigungen; „Legislative Delegationen“, in: ders., *Positionen und Begriffe im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles 1923-1939*, S. 214-29.

———, 1950, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum*, Berlin: Duncker & Humblot. (=2007、新田邦夫訳『大地のノモス』慈学社。) ※略号: NE

———, 1958, „Legalität und Legitimität“, in: ders., *Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924-1954: Materialien zu einer Verfassungslehre*, Berlin: Duncker & Humblot, S. 263-350. (=1983、田中浩・原田武雄訳『合法性と正当性』未来社。) ※略号: LL

———, 1958, „Die Lage der europäischen Rechtswissenschaft“, in: ders., *Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924-1954*, S. 386-429. (=1987、初宿正典・吉田栄司訳「ヨーロッパ法学の状況」、『ヨーロッパ法学の状況』成文堂、1-92頁。) ※略号: LR

Sim, Stuart, 2007, *Manifesto for Silence: Confronting the Politics and Culture of Noise*, Edinburgh: Edinburgh University Press.

スローターダイク、P、2003、仲正昌樹訳『空震 — テロの源泉にて —』御茶の水書房。

シュトラウス、レオ、1990、添谷育志・谷喬夫・飯島昇蔵訳「カール・シュミット『政治的なものの概念』への注解」、『ホップズの政治学』みすず書房、207-40頁。

———、2008、國分功一郎訳「ドイツのニヒリズムについて — 一九四一年二月二六日発表の講演 —」『思想』No. 1014、247-72頁。

[付記] 本稿は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。